

佐渡市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

平成5年4月1日

佐渡市長 渡辺 竜五



委託した歳入の 収納事務	歳入の収納事務の委託 を受けた者	委託する期間
社会教育施設使用料（真野ふるさと会館）、社会体育施設使用料（真野武道館、真野運動広場、真野小学校学校開放、真野中学校学校開放、真野公園テニスコート）、複写手数料	公益社団法人佐渡シルバー人材センター  元気×トキめきクラブ	平成5年4月1日から 平成6年3月31日まで